

総発第 393 号
令和2年3月16日

酒田市監査委員 加藤 裕 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



定期監査結果に対する措置等について

令和2年2月12日付監発第56号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
交流観光課	指摘事項	温泉・宿泊施設である眺海の森さんについて、当年度の指定管理者監査で、平成31年1月から休館していることから、眺海の森観光施設等の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）第21条で、眺海の森観光施設等の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、協議の上、包括協定を改定することができる」と規定している。酒田市は包括協定の第2条で、酒田市温泉・宿泊施設設置管理条例第13条使用の許可、第14条使用の取り消し等、第17条使用料の徴収、第18条使用料の減免及び第19条使用料の返還などに係る管理業務を指定管理者に行わせることになっているものの、包括協定に定められた管理業務が長期間履行さ	令和2年度も引き続き休館とすることが確定次第、新年度早々に包括協定を改定することとした。

	<p>れていない。包括協定が実態に則していないのは不適正であると指摘したが、監査時点で包括協定は改定されていなかったことは誠に遺憾である。</p> <p>担当課は、現在の指定管理者による運営は難しく、複数の民間事業者が関心を示したものの運営には難色を示しているため、令和2年度も引き続き休館することを考えている。したがって、2年3か月の長期間にわたり休館することになるが、その間、包括協定と管理業務の実態が相違する状態を継続することは、包括協定違反となるので、管理業務の実態に合わせて包括協定を改定すること。</p>	
<p>注意 事項</p>	<p>「八森温泉ゆりんこ」ほか2件の観光施設敷地内の行政財産目的外使用料 31,500 円について、財務規則上、納入通知日から 15 日以内の納期限を定め、納入通知書を発行する規定になっているが、納入通知をすべき平成 31 年 4 月 1 日から大幅に遅延して、令和元年 11 月 13 日に納付書が発行されていた。行政財産目的外使用料の類は、年度当初の定例的な業務であり、手順をルール化していれば事務の遅延は容易に防ぐことができるものである。歳入事務については、財務規則に則り適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>担当者が代わった際の事務引継ぎを的確に行うとともに、今後こうした事態が発生しないよう日頃から歳入事務の執行管理を適切に行い、財務規則に則り適正に事務を執行するよう打ち合わせ確認した。</p>